

日本女子大学教職教育開発センターワークショップ

教職員のための教育法規2015

-学校事故を考える-

学校教育は、対応を誤れば事故につながる危険のある活動も含みつつ日々進行しています。残念なことに学校事故に起因する裁判も増加傾向にあります。一方、学校保健法が学校保健安全法へと名称が変更されるなど、「学校安全」がより重視されるようになってきました。豊かで創造的な教育活動を展開するために学校・教職員はどのような責務を果たすべきか、法令や判例に基づき、学校事故について考えていきます。

- 講師：坂田 仰(日本女子大学教職教育開発センター教授)
澤田 哲夫(日本女子大学教職教育開発センター客員研究員)
- 日時：2015年7月4日(土)13:30～16:30(受付13:00～)
- 会場：日本女子大学目白キャンパス新泉山館2階 会議室1・2
- 対象：小・中・高等学校の女性教職員、教育委員会関係者
(※申し込みの状況によっては男性も受け付けますので、お問い合わせください)
- 定員：30人程度
- お申込み：E-mailで①氏名②勤務校③住所④電話番号⑤卒業学科・卒業年(本学卒業生のみ)をお知らせください。
※なお、E-mailによるお申込みを受領後、センターより返信いたします。
1週間以内に返信がない場合は、お手数ですが電話でお問い合わせください。

(お申し込み・問合せ先) 日本女子大学教職教育開発センター
TEL: 03-5981-3777 FAX: 03-5981-3778
E-mail: kyoshoku@fc.jwu.ac.jp
URL: <http://www5.jwu.ac.jp/laboratry/kyoshoku>